令和４年度第１回
ICT を活用した自立活動の効果的な指導の在り方検討会議 委員資料等

１　県立姫路しらさぎ特別支援学校の研究概要　－－－－－－－－－－－－－－－ 1

２　県立むこがわ特別支援学校の研究概要　－－－－－－－－－－－－－－－－－ 5

３　県立神戸特別支援学校の研究概要　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 14

参考　令和４年４月 27 日付け文部科学省通知

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」　－－　16

兵庫県教育委員会事務局

R4年度　ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究事業 第1回検討会議

令和4年6月17日（金）

県立姫路しらさぎ特別支援学校

1

テーマ

「個別の教育支援計画・個別の指導計画の効率的な作成と効果的な活用・共有」

１．目的

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式が令和５年度から新たに県下で統一されることになる。本研究では、作成に関するこれまでの課題を整理しつつ、校務支援システムやICTを活用するにあたって、どのようなことを改善していく必要があるのかを明らかにしていくことを目的とする。また、地域支援を担うセンター校として、どのように作成や指導実践を支援していくことができるのかも合わせて検討していく。

２．方法

（１）手続き

①本校オリジナルの「自立活動チェックリスト」や「自立活動の個別の指導計画作成手順シート」等のツールを活用する。

②(A)実態把握(B)中心的課題の抽出(C)長期目標及び短期目標の設定(D)合理的配慮や支援の手立ての検討(E)３観点による評価、などに関わる研修を実施する。

③地域支援においては、遠隔システムやICT機器を活用して、具体的な事例に沿って計画や実践の支援を行う。

＜１．健康の保持＞		◎	○	△	×
（１）生活のリズムや生活習慣の形成に関すること					
1	覚醒と睡眠のリズムが整っている。				
2	1日3回決まった時間に食事をとる。				
3	偏食が強く、何でも食べることができる。				
4	よく噛んで食事ができる。				
5	自分で適量の水分摂取ができる。				
6	トイレで排泄できる。 （尿意・便意を伝える→トイレット・トレーニング→定時／自立）				
7	生理の処理ができる。				
8	手洗いや入浴等、清潔・衛生が保てる。				
9	歯磨きやうがいができる。				
10	季節に応じて衣類の調整ができる。				
11	整髪や着衣の乱れ等の身だしなみを整えられる。				
12	身の回りの整理・整頓ができる。				
（２）病気の状態の理解と生活管理に関すること					
1	疲れや不調が分かり、体を休めることができる。				
2	適度に疲労しないように活動を抑制することができる。				
3	精神的ストレスの要因を知って対処できる。				
4	適切に薬物を使用できる。				
5	健康診断や歯科検診の受診ができる。				
（３）身体各部の状態の理解と看護に関すること					
1	身体の不調や痛みを何らかの方法で伝えることができる。				
2	運動の必要性を理解し、適切に実施できる。				
3	自分の保有の身体機能を理解して活用できる。				
4	患部の保護ができる。				
（４）障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること					
1	自己の障害特性を理解している。 （視覚、聴覚、肢体、場面緘黙、吃音、感覚過敏、こだわり、不注意等）				
2	自己の障害特性から生じる困難を改善するための環境調整ができる。				
（５）健康状態の維持・改善に関すること					
1	日常的に筋弛緩や関節の曲げ伸ばし等ができる。				
2	日常生活を送るのに必要な体力がある。				
3	[illegible]				
4	感染症や病気の予防ができる。（マスク等）				

自立活動
チェックリスト

学部・学年	中学部・第２学年
障害の種類・程度や状態等	知的障害の程度は、言葉による意思疎通が困難、日常生活面など一部支援が必要
事例の概要	学習場面の中で床を思いて課題を終わったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

・集中的な生活習慣はほぼ自立している。
・見通しのもてる活動には集中して取り組むことができる。
・音声言語は不明瞭で、発声や指さし、身振りやしぐさ、絵カード等で簡単なコミュニケーションをとろうとすることが見られるが、何を伝えたいのか理解なとまが多い。
・集団での学習場面において順番を待つなどの、ルールや決まり事を守ることが難しい。
・自分の気持ちや思いを一方的に通そうとする場合がある。

②－１　収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・健康状態は良好で、生活のリズムは確立している。	・新しい場所や活動には不安になりやすく、積極的に取り組むことはあまり見られないが、見通しがもてるようになると自分から取り組むことができる。 ・自分の思い通りにならないと情緒が不安定になり、興奮する場合がある。	・特定の教師とのかかわりが中心である。 ・集団から孤立していることが多い。 ・友達と協力して活動することが難しい。	・絵カードに強い興味を示すなど視覚優位の傾向が見られる。	・動作模倣ができる。 ・粗大運動などの、運動機能に課題は見られないが、滑らかな動作が難しく、ぎこちなさや不器用さが見られる。	・音声や絵カード、身振りなどの簡単な要求を伝えようとする。 ・音声言語による簡単な指示を理解することができる。

②－２　収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

・相手に意思を伝えようとするが、十分に伝わらず情緒が不安定になることがある。
・多くの人との関わりの中で様々な体験をして、活動範囲を広げ、できること を増やしてほしい。
・気に入った活動があると集団の中で簡単なルールや順番を守ることができず、トラブルになることがある。
・絵カード等は有効ではあるが、理解できるカードがまだ少ない。

②－３　収集した情報（①）を○○年後の姿の観点から整理する段階

・将来、集団生活を送るために、集団の中でのルールや約束事を守って過ごすことができること。
・円滑なコミュニケーションが成立するコミュニケーション手段を獲得し、良好な人間関係を構築できるようになること。
・自分の思い通りにならなくても我慢したり、自分で気持ちを落ち着かせたりできるようになること。

③　①をもとに②－１、②－２、②－３で整理した情報から課題を抽出する段階

・落ち着いて活動に最後まで参加することが難しい。（心、人）
・円滑なコミュニケーションを成立することが難しい。（心、人、コ）

④　③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

・活動に対して見通しをもてるようにしていくことで、何をすべきかが分かり、落ち着いて活動に参加できると考える。そのためには情緒の安定と他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係を形成していく必要がある。
・円滑なコミュニケーションが成立することにより、情緒の安定が図られ、落ち着いて活動に参加できることにつながると考える。
・他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係の形成を図りながら、集団への参加を図し、様々な経験を重ねる中でルールを守るなどといった社会性を育むことを目指していく。

図７　知的障害

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤　④に基づき設定した指導目標を記す段階 ・教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥　⑤を達成するために必要な項目を選定する段階				
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。			(2)言語の受容と表出に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦　項目と項目を関連付ける際のポイント

・＜他者からの助言を受け入れることができるために＞（心）(1)と（人）(1)と（コ）(2)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑥ア、⑧イである。
・＜ルールや順番を守ることができるようにするために＞（心）(2)と（人）(2)と（コ）(2)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア、⑧イである。
・＜集団活動へ参加できるために＞（心）(1)(2)と（人）(1)(4)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑥ア、⑧イである。
・＜簡単なやりとりが成立するために＞（人）(1)と（コ）(5)とを関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウ、⑧エである。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧　具体的な指導内容を設定する段階		
	ア　学習場面で、他者の助言を受けながら、情緒を安定させて、自分の順番を守れるようにする。	イ　友達を意識して協調的な動作を促す。 ウ　学習場面で、見通しをもてるようにし、順番を守ることを意識できるようにする。	エ　状況に合わせながら、友達に伝えたいことを、絵カードから選択して伝える。

図７　知的障害

流れ図

「自立活動」の指導計画作成のための手順シート　（長崎県立諫訪しらさが特別支援学校）

（小・中・高）学部　（　）年（　）組　名前（　　）　記入者（　　）

	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
実態の把握	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・季節の変わり目に衣服の調節がしにくい。 ・体重の増加傾向あり。 ・	・週明けに不安定な様子になる。 ・初めてのことに強い抵抗を示す。 ・	・女性の教師との関係づくりが苦手で取扱的になる。 ・相手の意図や思いを理解するのが苦手。 ・	・他の生徒のこだわりや行動特性に連動に反応する。 ・時間を捉えるのが苦手で、活動に見通しを持ちにくい。 ・	・協調的な動きを伴う拡大運動が苦手である。 ・手先を使った細かい作業が苦手である。 ・	・音声言語による質問の理解が困難。 ・言葉はある程度知っているが、誤った使い方や独特の言い回しをする。 ・
長期目標	長期目標（重点課題）	・健康に気を付け、楽しんで身体を動かすことができるようになる。 ・情緒の安定を保って生活が送られるようになる。 ・言葉によるコミュニケーションがスムーズになる。				
課題の設定	指導目標を達成するために必要な項目の設定					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2)健康生活の維持・改善に関すること	(1)情緒の安定に関すること (2)状況の理解と変化への対応に関すること	(1)他者との関わりの基礎に関すること (2)他者の意思や感情の理解に関すること	(1)要求と感情・動作の基本的技能に関すること (2)感知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	(1)要求と運動・動作の基本的技能に関すること (2)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	(1)言語の受信と表出に関すること (2)状況に応じたコミュニケーションに関すること
具体的な指導内容と場面	・気候や天気、気温などについて予習し、衣服の調整ができるようにする。 ・望ましい運動量を確保するとともに、楽しく身体を使った活動を取り入れる。 ・食事の質や量について一緒に考える。		・新しい活動に取り組ませる際は、見通しが持ちやすいように視覚的に流れや手順が分かるような支援ツールを活用する。 ・時間の流れや経過が分かりやすいようにタイムタイマーなどのツールを活用する。		・他者の行動の意図や背景を理解し、受け入れられるように「ソーシャルストリー」等を活用して説明する。 ・視覚的な手掛かりを活用しながら、音声による指示を聞き取るトレーニングを行う。 ・状況に応じた言語表現を学ばせる。	
	(場面) ・日常生活の指導 ・朝の運動、体育 ・納食　　ほか		(場面) ・学校生活全般 ・自立活動の時間　　ほか		(場面) ・自立活動の時間 ・国語 ・日常生活の指導　　ほか	

作成手順シート

２．方法

（２）評価の方法

①アンケート調査

②「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」
「手順シート」を点検（観点は検討中）

③半構造化面接

令和４年度
ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方検討会議

兵庫県立
むこがわ特別支援学校
Hyogo prefectural Mukogawa School for Students with Special Needs

校　訓

自分らしく学び
自分らしく輝き
自分らしく翔く

自分らしく学び

どの子も一人ひとりの課題を明確にしながら、学校生活全体を通して学びを深めていきます。

一人ひとりの課題に向き合うためのICT活用

自分らしく輝き

どの子も必ず、輝ける「自分らしさ」を持っています。
自分の良いところ、得意なことを存分に発揮し「自分らしさ」を仲間とともに輝かせてほしいと願います。

自分の強みを伸ばし、弱みを補うICT活用

自分らしく翔く

どの子も、卒業後に共生社会に翔き、「自分らしく働く」を通して、地域社会で、家族のなかで、自分の役割を果たしながら“自分らしい生き方”を実現していきます。

地域社会で、家庭でのICT活用

むこがわ特別支援学校
ICT活用未来構想図
コンセプトマップ

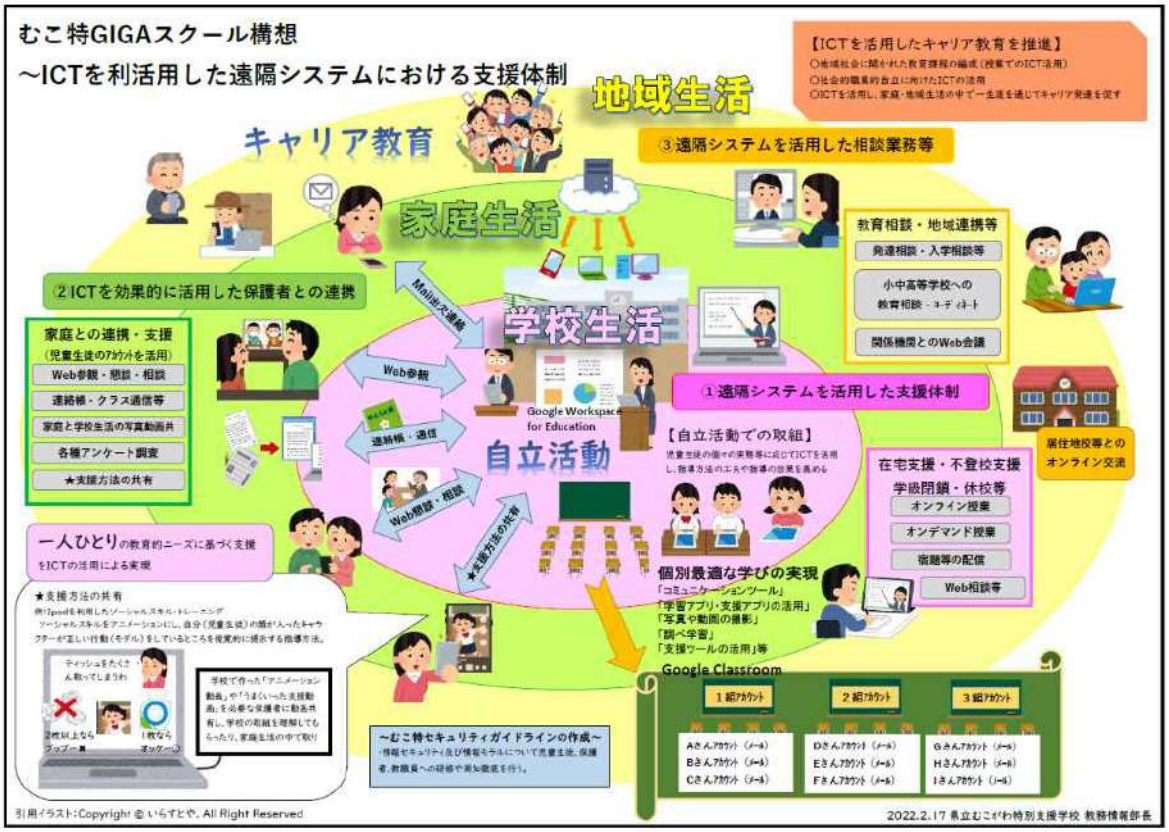

むこ特GIGAスクール構想
～ICTを利活用した遠隔システムにおける支援体制～

ICT「Information and Communication Technology
情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

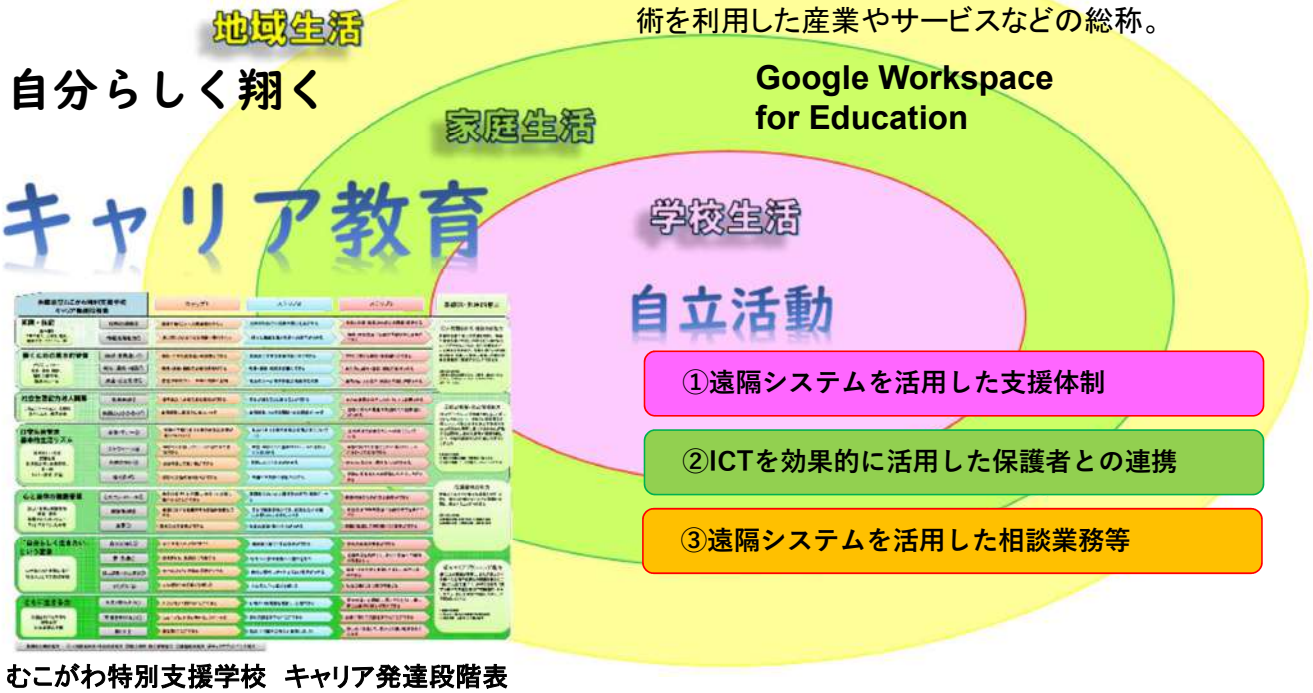

むこがわ特別支援学校　キャリア発達段階表

むこ特GIGAスクール構想
～ICTを利活用した遠隔システムにおける支援体制～

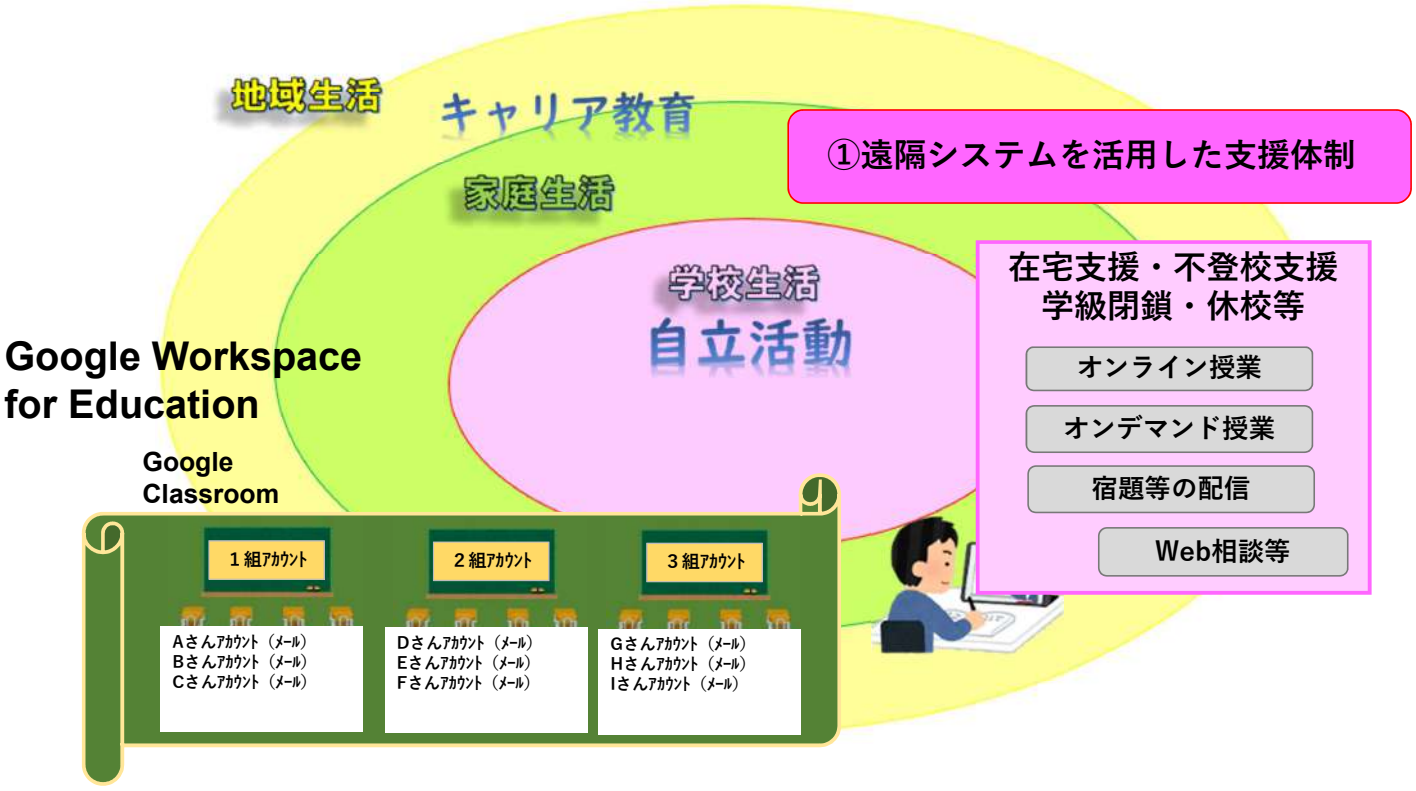

むこ特GIGAスクール構想
～ICTを利活用した遠隔システムにおける支援体制～

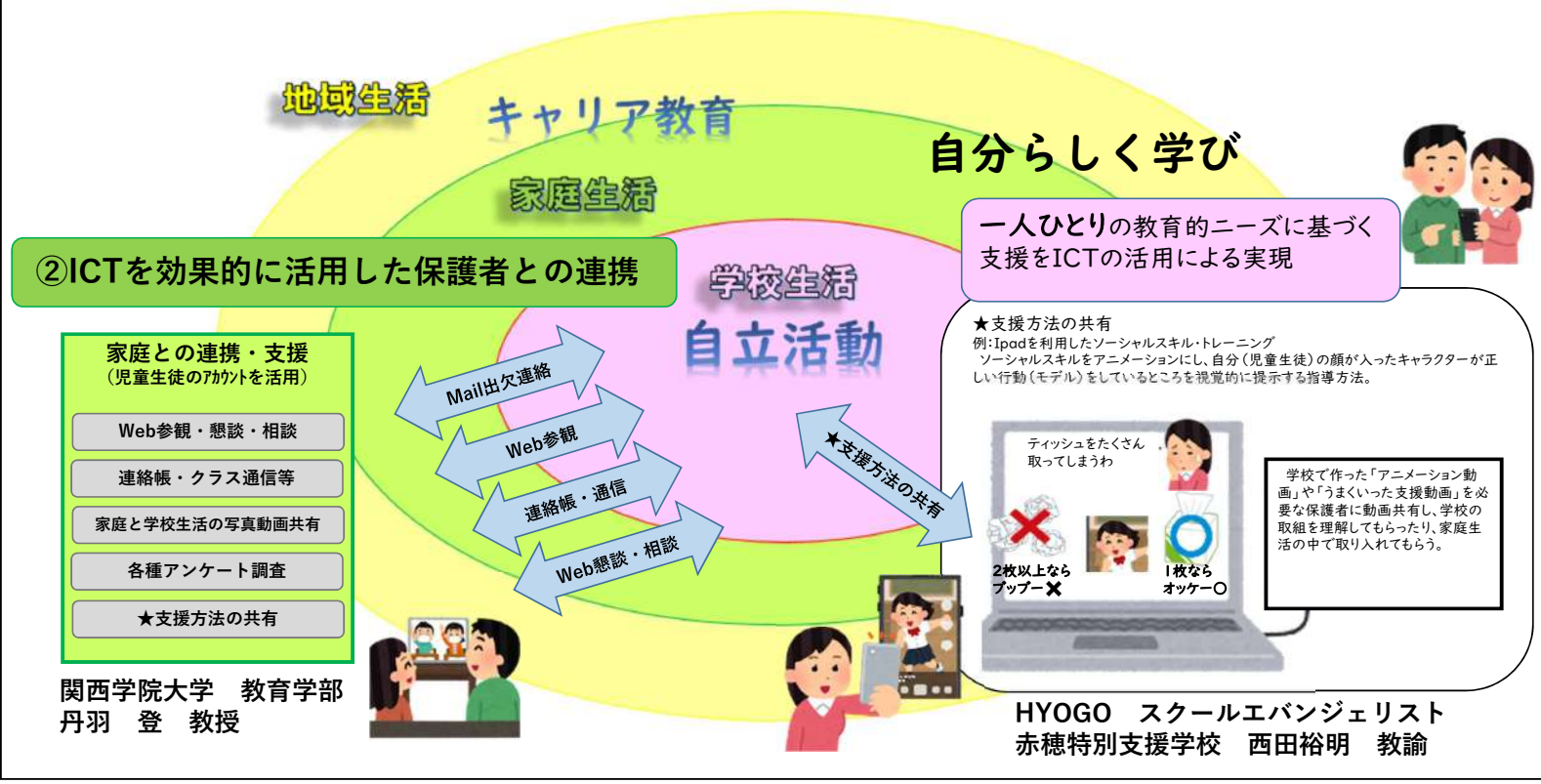

関西学院大学　教育学部
丹羽　登　教授

HYOGO　スクールエバンジェリスト
赤穂特別支援学校　西田裕明　教諭

むこ特GIGAスクール構想
～ICTを利活用した遠隔システムにおける支援体制～

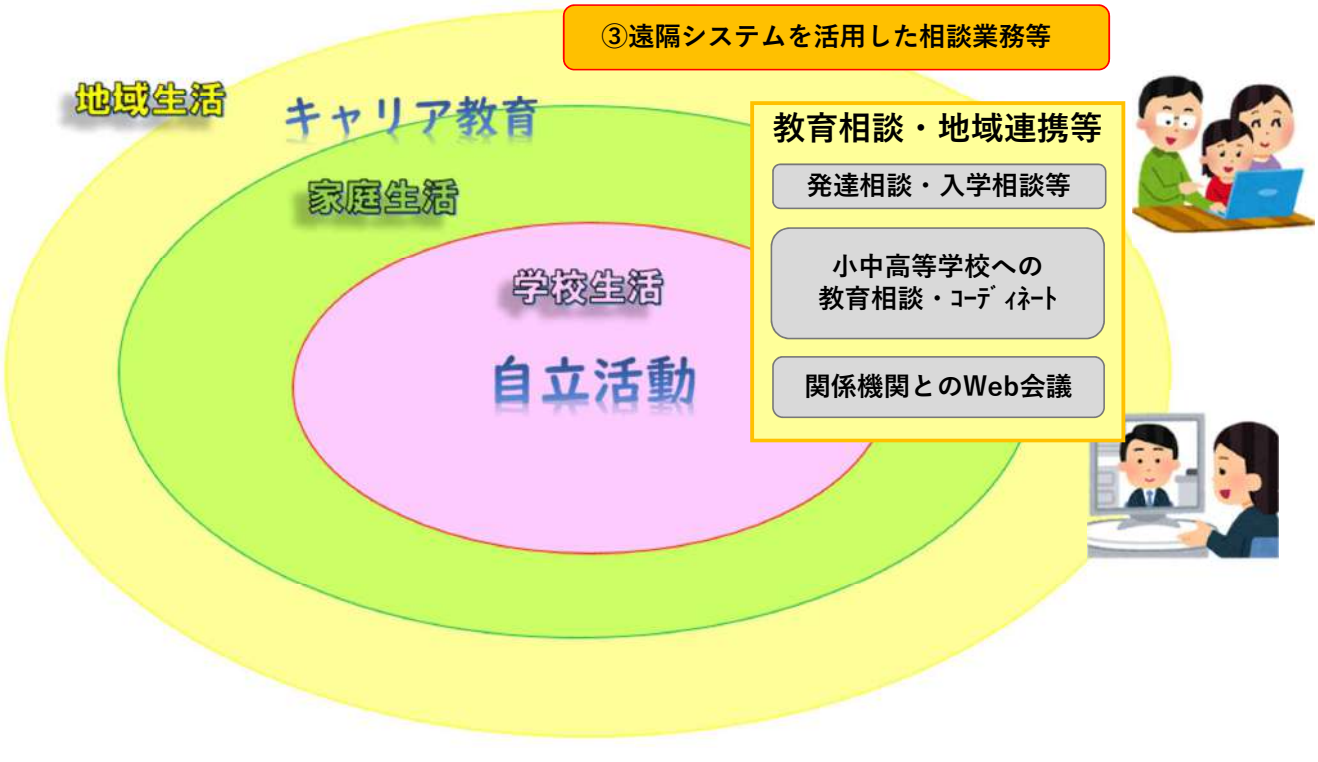

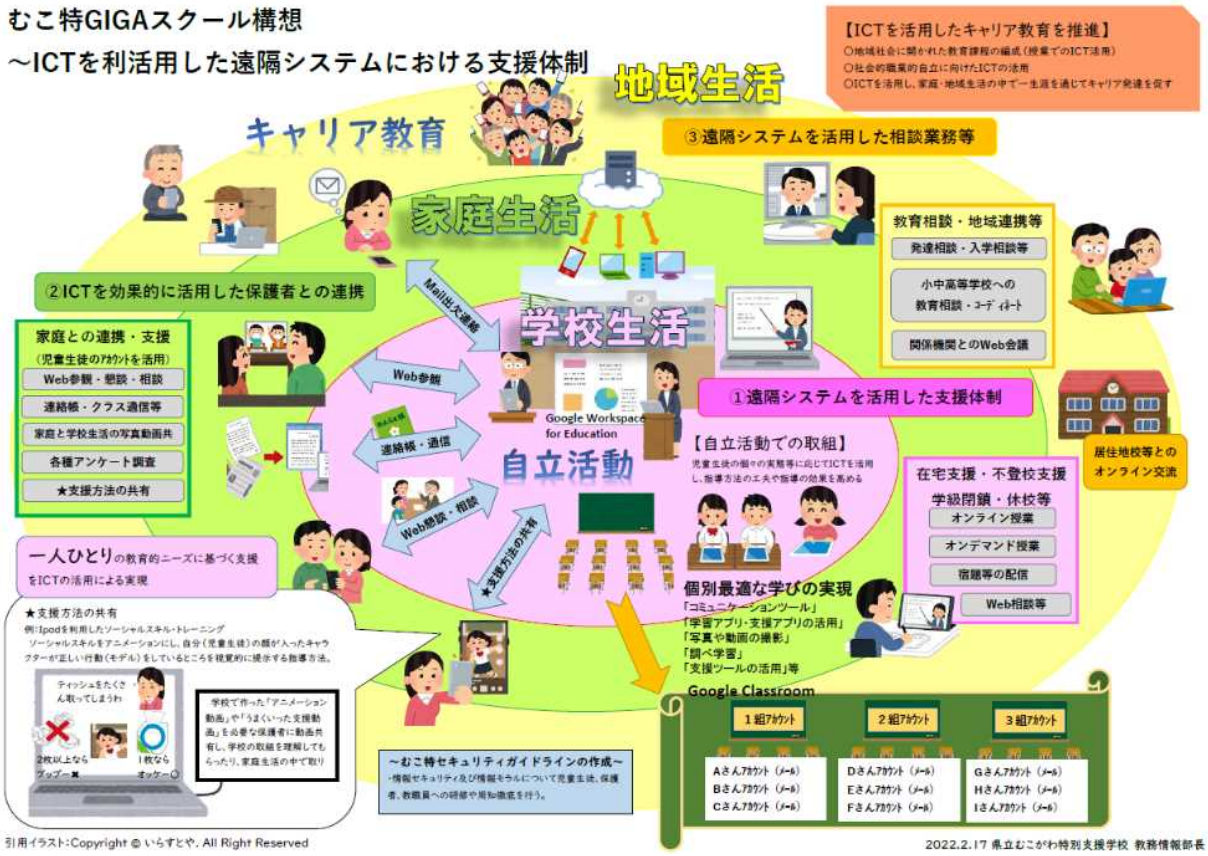

引用イラスト:Copyright © いらすとや. All Right Reserved

ご清聴ありがとうございました

兵庫県立
むこがわ特別支援学校
Hyogo prefectural Mukogawa School for Students with Special Needs

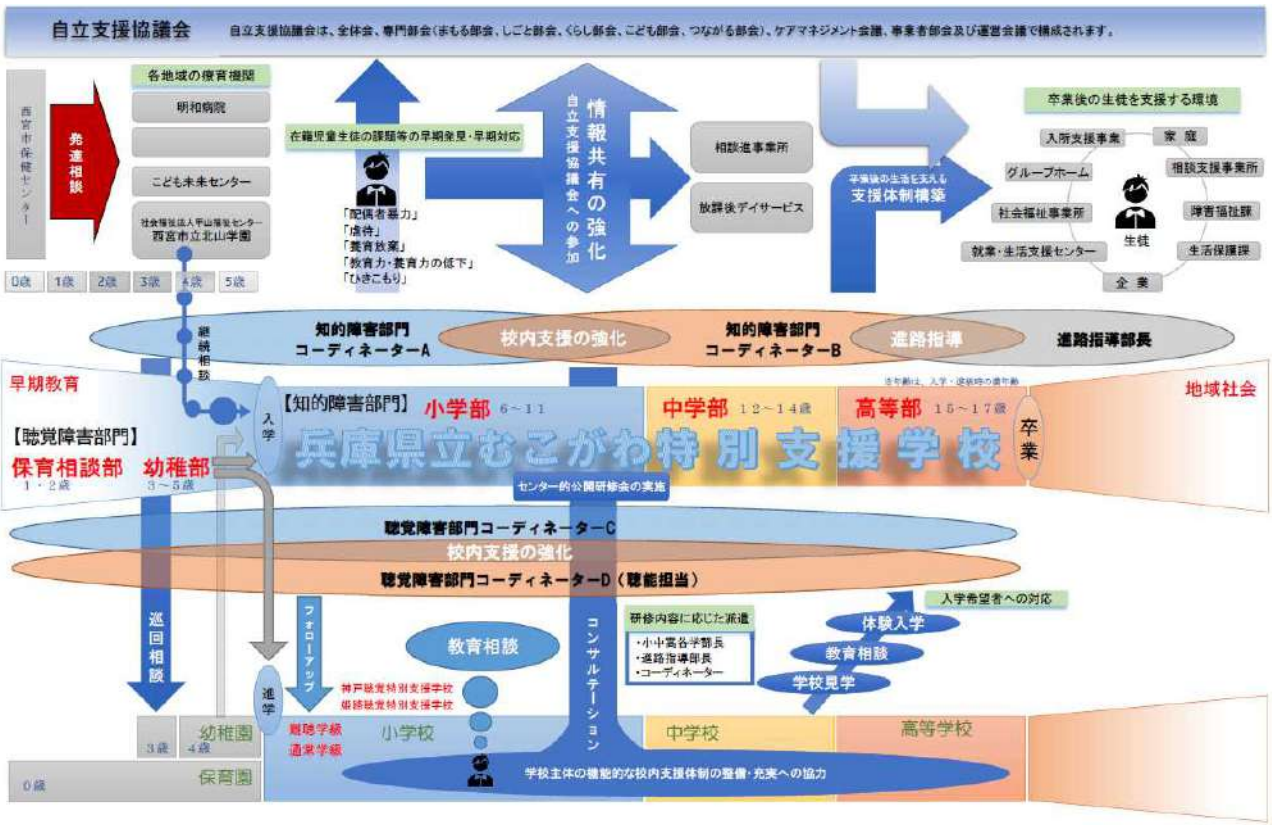
自立支援協議会
自立支援協議会は、全体会、専門部会（まもる部会、しごと部会、くらし部会、こども部会、つながる部会）、ケアマネジメント会議、事業者部会及び運営会議で構成されます。
各地域の療育機関
明和病院
こども未来センター
社会福祉法人平山福祉センター 西宮市立北山学園
発達相談
西宮市保健センター
0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳
在籍児童生徒の課題等の早期発見・早期対応
「配偶者暴力」
「虐待」
「養育放棄」
「教育力・養育力の低下」
「ひきこもり」
情報共有の強化
自立支援協議会への参加
相談進事業所
放課後デイサービス
卒業後の生活を支える支援体制構築
卒業後の生活を支える環境
入所支援事業
家庭
グループホーム
相談支援事業所
社会福祉事業所
障害福祉課
生徒
就業・生活支援センター
生活保護課
企業
継続相談
知的障害部門 コーディネーターA
校内支援の強化
知的障害部門 コーディネーターB
進路指導
進路指導部長
早期教育
【聴覚障害部門】
保育相談部 1・2歳
幼稚部 3～5歳
入学
【知的障害部門】 小学部 6～11
中学部 12～14歳
高等部 15～17歳
兵庫県立むこがわ特別支援学校
卒業
地域社会
センター的公開研修会の実施
聴覚障害部門コーディネーターC
校内支援の強化
聴覚障害部門コーディネーターD（聴能担当）
巡回相談
フォローアップ
進学
教育相談
神戸聴覚特別支援学校
姫路聴覚特別支援学校
コンサルテーション
研修内容に応じた派遣
・小・中学各学部長
・進路指導部長
・コーディネーター
入学希望者への対応
体験入学
教育相談
学校見学
3歳 4歳 幼稚園
0歳 保育園
難聴学級
通常学級
小学校
中学校
高等学校
学校主体の機能的な校内支援体制の整備・充実への協力

むこ特GIGAスクール構想

～ICTを利活用した遠隔システムにおける支援体制

【ICTを活用したキャリア教育を推進】
○地域社会に開かれた教育課程の編成（授業でのICT活用）
○社会的職業的自立に向けたICTの活用
○ICTを活用し、家庭・地域生活の中で一生涯を通じてキャリア発達を促す

地域生活

キャリア教育

家庭生活

③遠隔システムを活用した相談業務等

教育相談・地域連携等
- 発達相談・入学相談等
- 小中高等学校への教育相談・ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ
- 関係機関とのWeb会議

②ICTを効果的に活用した保護者との連携

家庭との連携・支援
（児童生徒のｱｶｳﾝﾄを活用）
- Web参観・懇談・相談
- 連絡帳・クラス通信等
- 家庭と学校生活の写真動画共
- 各種アンケート調査
- ★支援方法の共有

Mail出欠連絡

Web参観

連絡帳・通信

Web懇談・相談

★支援方法の共有

学校生活

Google Workspace for Education

①遠隔システムを活用した支援体制

自立活動

【自立活動での取組】
児童生徒の個々の実態等に応じてICTを活用し、指導方法の工夫や指導の効果を高める

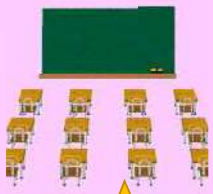

居住地校等とのオンライン交流

在宅支援・不登校支援
学級閉鎖・休校等
- オンライン授業
- オンデマンド授業
- 宿題等の配信
- Web相談等

個別最適な学びの実現
「コミュニケーションツール」
「学習アプリ・支援アプリの活用」
「写真や動画の撮影」
「調べ学習」
「支援ツールの活用」等

Google Classroom

1組ｱｶｳﾝﾄ	2組ｱｶｳﾝﾄ	3組ｱｶｳﾝﾄ
Aさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）	Dさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）	Gさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）
Bさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）	Eさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）	Hさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）
Cさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）	Fさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）	Iさんｱｶｳﾝﾄ（ﾒｰﾙ）

一人ひとりの教育的ニーズに基づく支援をICTの活用による実現

★支援方法の共有
例：Ipadを利用したソーシャルスキル・トレーニング
ソーシャルスキルをアニメーションにし、自分（児童生徒）の顔が入ったキャラクターが正しい行動（モデル）をしているところを視覚的に提示する指導方法。

学校で作った「アニメーション動画」や「うまくいった支援動画」を必要な保護者に動画共有し、学校の取組を理解してもらったり、家庭生活の中で取り

～むこ特セキュリティガイドラインの作成～
・情報セキュリティ及び情報モラルについて児童生徒、保護者、教職員への研修や周知徹底を行う。

引用イラスト：Copyright © いらすとや. All Right Reserved

2022.2.17 県立むこがわ特別支援学校 教務情報部長

兵庫県立むこがわ特別支援学校 キャリア発達段階表

		ステップ1	ステップ2	ステップ3
知識・技能 読み書き 作業の能力、正確さ、速度、創意工夫、クオリティー等	役割の理解④	職業や働くことへの興味関心をもつ	主体的な自己の役割や責任を遂行する	他者と分業・協業の仕組みを理解・遂行する
	情報活用能力③	身の回りのさまざまな情報へ関心をもつ	様々な情報収集と生活への活用ができる	職業・社会生活に必要な情報収集と活用ができる
働くための基本的習慣 ビジネスマナー 報告・連絡・相談、規則の厳守等、職場のルール	挨拶・言葉遣い①	挨拶・丁寧な言葉遣いを習慣化できる	自主的に丁寧な言葉であいさつできる	TPOに応じた挨拶・言葉遣いができる
	報告・連絡・相談①	報告・連絡・相談の必要性を理解する	報告・連絡・相談を習慣化できる	自主的な報告・連絡・相談が遂行できる
	遵法・安全管理③	家庭や学校のルール等の知識の習得	社会のルール等を各生活場面での体得	集団のルールを遵守・危険を予測し行動できる
社会生活能力対人関係 コミュニケーション、協調性 身だしなみ、意思表示	意思表現①	日常生活に必要な意思表現ができる	自分が嫌なことは断ることができる	自分の意思を相手に分かりやすく表現できる
	集団とのかかわり①	集団活動に意欲的に参加できる	集団活動での役割認識・他者理解ができる	他者の考えの尊重や集団内での役割遂行ができる
日常生活管理 基本的生活リズム 規則正しい生活 就寝起床 地域生活等、金銭管理、買い物 トイレ・排泄　衣服	習慣・マナー②	家庭や学校における基本的生活習慣が身についている	社会における基本的生活習慣が身についている	公共の場で必要なマナーが身についている
	スケジュール④	学校での日課、ｽｹｼﾞｭｰﾙに合わせて生活できる	家庭・学校での１週間のｽｹｼﾞｭｰﾙに合わせて生活できる	目標に向けた計画とそれに伴うｽｹｼﾞｭｰﾙに合わせて生活できる
	金銭の扱い④	お金を渡して買い物ができる	値段に応じたお金が出せる	持っているお金で買えるものが分かる
	振り返り③	遊びや活動の振り返りができる	間違いや失敗の原因が分かる	活動の反省点を次の活動に生かすことができる
心と身体の健康管理 正しい食事と健康管理 服薬　通院 職場での心のフォロー ストレスマネジメント等	心のコントロール②	自分の気持ちを把握し、自分で心を落ち着かせることができる	課題解決のための選択肢の活用・模索ができる	課題解決のために自己調整ができる
	健康管理④	健康に対する意識を持ち運動を習慣化できる	自分で健康管理ができ、日常生活や作業に必要な体力を身につける	社会生活や職業生活に必要な体力を身につける
	食事②	自分の力で食事ができる	食事の準備・後片付けができる	健康に配慮して好き嫌いなく食事ができる
「自分らしく生きたい」という意欲 なぜ働くのか意識の確立 社会人としての自己実現	自分を知る②	自分や他人のよさに気づく	達成感に基づく自己理解ができる	自他の個性の尊重ができる
	夢・目標②	目標をもち、意欲的に活動する	将来への夢や職業への憧れをもつ	進路希望を具体化し、新しい生活への期待と目標をもつ
	自己選択・自己決定③	自分の遊びや活動の選択ができる	自分の個性に合ったよりよい選択ができる	職業・社会生活を意識した正しい自己決定ができる
	やりがい④	人に感謝される喜びを感じる	人の役に立つ喜びを感じる	社会の役に立つ喜びを感じる
ともに生きる力 支援を受ける気持ち 障害受容 社会資源の活用	他者と関わる力①	人と心地よく関わることができる	心地よい距離感を理解し、行動できる	男女の違いを理解し、思いやりをもち、場に応じた適切な関わり方ができる
	支援を受ける力①	スムーズに支援を受けることができる	自ら支援を求めることができる	必要に応じて支援を求めることができる
	聞く力①	話を聞くことができる	話の中で相手の考えや意見に気づく	話し合いを通して、自分とは違う意見を受け入れる

基礎的・汎用的能力

①人間関係形成・社会形成能力
多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し今後の社会を積極的に形成することができる力

【具体的な要素】
○他者の個性を理解する力　○他者に働きかける力
○コミュニケーション・スキル　○チームワーク
○リーダーシップ

②自己理解・自己管理能力
自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を伸し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

【具体的な要素】
○自己の役割の理解　○前向きに考える力
○自己の動機づけ　○忍耐力、ストレスマネジメント

③課題対応能力
仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

【具体的な要素】
○情報の理解・選択・処理　○原因の追及
○課題の発見　○計画立案　○評価・改善

④キャリアプランニング能力
働くことの意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置づけ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

【具体的な要素】
○学ぶこと・働くことの意義や役割の理解
○将来設計　○選択　○行動と改善

基礎的汎用的能力 ： ①人間関係形成・社会形成能力 ②自己理解・自己管理能力 ③課題解決能力 ④キャリアプランニング能力

第１回検討会資料
ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究事業

兵庫県立神戸特別支援学校

本校の現状

知肢併置校になり、１０年目を迎える。肢体不自由教育について、毎年外部講師を招聘し教職員の専門性向上に向けた研修会を実施してきた。しかし、年１回だけの単発の研修会になることが多く、継続して同一講師による指導助言をいただく機会が少ない。

肢体不自由クラス担当職員は、肢体不自由学校での勤務経験のない者が多く、肢体不自由児童生徒の実態把握、授業づくりなどに難しさを感じている。

新型コロナ感染の影響で外部講師と児童生徒の接触を控えるため、廊下からの見学やライブ映像を別室で見学してもらうなどの工夫をして研修会を進めてきた。
（※ライブ映像、音声が途絶えることもあり外部講師に見学してもらうのには不向きであった）。

第１回検討会資料
ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究事業

兵庫県立神戸特別支援学校

【キーワード】肢体不自由教育　遠隔システム　自立活動の効果的な指導

実施計画（その１）

小学部肢体不自由児童を対象とした自立活動「コミュニケーションなど」の授業改善
橋詰和也教授（武庫川女子大学）を講師として招聘し、来校１回と遠隔システム２回による研修会

６月２０日（月） 来校による研修会

①授業改善を行い動画撮影、編集し、DVDを事前に講師に郵送

９月１５日（木）

②授業動画を郵送

１１月２１日（月）

遠隔システム（ZOOM）による研修会

➡双方向での意見交換を行い、指導助言を受ける。

※講師のご厚意により、ZOOM（ホスト）を利用させてもらうことになった。

第１回検討会資料
ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究事業

兵庫県立神戸特別支援学校

【キーワード】肢体不自由教育　遠隔システム　自立活動の効果的な指導

実施計画（その2）

中学部肢体不自由生徒を対象にした「身体の動き」の継続指導
兵庫県立リハビリテーションセンター（あまリハ）PT・OT・ST等を講師に招聘する

9月27日（火）　来校による研修会

①指導助言を受けた課題を動画撮影、編集し、事前にDVDを講師に郵送

日程未定

②動画を郵送

日程未定

遠隔システム（ZOOM）による研修会

➡双方向での意見交換を行い、指導助言を受ける。

※講師のご厚意により、ZOOM（ホスト）を利用させてもらうことになった。

第１回検討会資料
ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究事業

兵庫県立神戸特別支援学校

この事業を通じて期待される成果

小学部の取組

3方向（児童目線　主指導者目線　個々の児童の表情）の動画撮影により、
授業を振り返るツールとして活用できる。

遠隔システムにより、定期的に外部講師からの指導助言を受けることにより、
PDCAサイクルにおけるC（チェック）ができ、継続して効果的な授業改善ができる。

中学部の取組

経験の浅い担当職員にとっては、安心・安全に身体の学習を進めることができ、児童生徒の機能改善が期待できる。

来校指導後、遂行できない課題や次の課題などをリモートで定期的に助言してもらえ、「身体の動き」について効果的な指導ができる。

4文科初第375号
令和４年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
殿

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

記

第1　特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

○　特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。

○　通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場（通級による指導の場合の実施形態も含む。）について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2　特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

○　交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29 年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」（令和2年4月17日付事務連絡）にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。

○　また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

○　ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

≪改善が必要な具体的な事例≫

・　特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。

・　全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。

・　通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。

・　交流及び共同学習において、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。

・　交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3　特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

○　特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、

・　特別支援学級において実施する特別の教育課程については、（中略）自立活動を取り入れること

・　学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする

・　小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする

と記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

第4　通級による指導の更なる活用について

○　通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。

○　実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

○ また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
TEL:03-5253-4111(内線 3191, 3195)
E-mail: tokubetu@mext.go.jp
文部科学省初等中等教育局財務課企画調査係
TEL:03-5253-4111(内線 2072, 3746)
E-mail: zaimu@mext.go.jp